

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 6 号に規定する流し網漁業小目流し網漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 1 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 2 号及び同第 3 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名郡長洲町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 5 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 岱明町浜田、高道、山下に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 6 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市滑石に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 7 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市大浜町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 8 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 9 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 11 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区海路口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区川口町、銭塘町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	火共第 1 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇城市三角町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	火共第 1 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市鏡町北新地、宝出、鏡、野崎、内田に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	火共第 2 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	火共第 3 号共同漁業権漁場内日奈久地先	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市日奈久浜町、日奈久上西町、日奈久下西町、日奈久塩南町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し網漁業	別記 1 のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市二見洲口町、古城町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	別記 2 のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 芦北町大字田浦町、大字海浦、大字小田浦、大字井牟田に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	別記 3 のとおり	3月20日から 5月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 芦北町大字計石、大字女島、大字鶴木山、大字佐敷に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	火共第 3 号共同漁業権漁場内津奈木町地先及び同第 5 号共同漁業権漁場内	3月20日から 5月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 津奈木町大字福浜、大字岩城、大字小津奈木に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	長崎県堂崎から上天草市大矢野町羽千島を見通した線以東の天草有明海。ただし共同漁業権漁場内を除く。	3月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町上、登立に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し網漁業	上天草市大矢野町野釜島南側より上天草市大矢野町湯島南側を見通した線以西の天草有明海。ただし共同漁業権漁場内を除く。	3月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町上に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	別記4のとおり	3月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市松島町合津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	別記5のとおり	3月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町赤崎、上津浦、下津浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	別記6のとおり	3月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町上津浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	別記7のとおり	3月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町大島子に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し網漁業	別記 8 のとおり	3月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市東町、北浜町及び本渡町広瀬に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	天共第10号 共同漁業権 漁場内旧本渡市地先	3月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市下浦町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	別記 9 のとおり	3月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市五和町御領に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	別記 10 のとおり	3月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草郡苓北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し網漁業	別記 11 のとおり	3月1日から 10月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市御所浦町御所浦、横浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

### 別記 1

#### 操業区域

次の甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 甲 八代市日奈久馬越町と同市二見洲口町との境界
- 乙 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界
- イ 甲より真方位 301 度 40 分、2,727 メートルのところ
- ロ 乙より真方位 296 度 30 分、2,727 メートルのところ

### 別記 2

#### 操業区域

次の甲、イ、ロ、ハ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端
- 乙 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界
- イ 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、甲から 2,727 メートルのところ
- ロ 芦北町沖合柴島北西端
- ハ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合白神瀬北西端

### 別記 3

#### 操業区域

次の甲、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との海岸線における境界
- 乙 芦北町松が鼻
- イ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合の白神瀬北西端
- ロ 沖島西端と白神瀬頂点を見通した線から沖島西端を基点として右へ 235 度 6 分、545 メートルのところ
- ハ 沖島北西端から真方位 0 度、181 メートルのところ
- ニ 木島南端から真方位 180 度、181 メートルのところ
- ホ 乙から真方位 351 度 30 分、1, 590 メートルのところ
- へ 乙から真方位 351 度 20 分、354 メートルのところ
- ト 芦北町と津奈木町との境界（福浦川尻中央点）
- チ 芦北町と津奈木町との福浦川尻右岸河川堤防と海岸堤防の接するところ

#### 別記 4

##### 操業区域

- 1 天草有明海、但し共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 上天草市松島町（以下、「松島町」という。）合津と同町阿村との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 84 号（松島町高杣島北西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 96 号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）飛龍島北端）

基点 5 松島町大字教良木開部新地樋門中央

ア 基点 1 を基点として右へ 310 度、30 メートルのところ

イ 松島町前島東端から 90 度、90 メートルのところ

ウ 松島町前島北端から 10 度、540 メートルのところ

エ 松島町船人島北端から 275 度、360 メートルのところ

オ 基点 2 から上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）中新開黒岩鼻を見通した線上 500 メートルのところ

カ 松島町永浦島北東端と大矢野町中大山鼻東端を結んだ線の中央点

キ 松島町永浦島西端と大矢野町小泊鼻を結んだ線の中央点

ク 基点 3 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 352 度 34 分、720 メートルのところ

ケ 基点 3 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

コ 基点 4 と大矢野町湯島東端を見通した線から基点 4 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

サ 基点 5 と松島町教良木松島地区清掃センター煙突中央を見通した線から基点 5 を基点として右へ 242 度の線が対岸と交わる場所

シ 有明町龍崎より 105 度、540 メートルのところ

ス 有明町龍崎から 185 度、417 メートルのところ

セ 有明町楠甫と同町大浦との境界

## 別記 5

### 操業区域

天草有明海。ただし、次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点第 97 号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）大間崎北東端）

基点 2 熊本県漁場基点第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 熊本県漁場基点第 102 号（有明町大須と同町赤崎との海岸線における境界線）

基点 4 有明町赤崎と同町上津浦との境界

ア 竹島南端

イ 有明町竹島北端

ウ 基点 2 と上天草市大矢野町湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

エ 有明町大浦恵比寿鼻から湯島山頂を見通した線上、恵比寿鼻から 2,200 メートルのところ

オ 基点 3 と上天草市大矢野町湯島灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 341 度 45 分、2,200 メートルのところ

カ 基点 4 から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線上 1,800 メートルのところ

## 別記 6

### 操業区域（上津浦地先）

次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 109 号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）下津浦と有明町小島子との海岸線における漁業権の境界）

基点 2 有明町赤崎と有明町上津浦との海岸線における境界

ア 基点 1 から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上 2,200 メートルのところ

イ 基点 2 から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線上 1,800 メートルのところ

## 別記 7

### 操業区域

#### 天草有明海

ただし、次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内 島子地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 109 号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）下津浦と同町小島子との海岸線における漁業権の境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と有明町との境界）

ア 基点 1 から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上、基点 1 から 2,200 メートルのところ

イ 基点 2 から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ

## 別記 8

### 操業区域

#### 天草有明海

ただし、次の基点 1、ア、イを順次に結んだ線及びウとエ、オとカ、キとク、ケとコを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と市有明町との海岸線における境界）

ア 基点 1 から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点 1 から 3,300 メートルのところ

イ 天草市本渡町と市佐伊津町との海岸線における境界

ウ 天草市今釜橋左岸下流基幹部

エ 今釜橋右岸下流基幹部

オ 天草市昭和橋左岸下流基幹部

カ 昭和橋右岸下流基幹部

キ 天草市亀川橋左岸下流基幹部

ク 亀川橋右岸下流基幹部

ケ 天草市瀬戸橋北西端

コ 瀬戸橋北東端

## 別記 9

### 操業区域

天草市有明町（以下、「有明町」という。）大浦恵比寿鼻から、上天草市大矢野町湯島（以下、湯島という。）東端を通じた線以西の有明海。

ただし、次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線と基点 1、ウ、エ、オ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内佐伊津地先）及び（天共第 6 号共同漁業権漁場内御領地先）以外の共同漁業権漁場を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市五和町（以下、「五和町」という。）御領と同市佐伊津町との旧海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と同市有明町大島子との境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 121 号（五和町長崎鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 124 号（五和町鬼池港防波堤灯台）

ア 天草市本渡町広瀬と同市佐伊津町との海岸線における境界

イ 基点 2 から五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ

ウ 基点 1 から上天草市松島町高杓島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

エ 基点 3 と湯島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 15 度、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と湯島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 6 度 10 分、1,800 メートルのところ

## 別記 10

### 操業区域（苓北地先）

次のア、イ、ウ、エ、サ、シ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。およびキ、ク、ケ、コ及びキを順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 130 号（天草市五和町（以下、「五和町」という。）通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ 160 度 47 分の線が陸岸と交わるところからその線の延長上 20.4 メートルのところ）

基点 2 熊本県漁場基点天第 128 号（五和町五通岩灯台）

基点 3 熊本県漁場基点天第 135 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）富岡四季咲岬西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 137 号（苓北町と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

基点 5 熊本県漁場基点天第 440 号（苓北町富岡四季咲岬灯台）

ア 基点 1 と五和町通詞島南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 342 度 46 分、1,000 メートルのところ

イ 基点 1 と五和町通詞島南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 342 度 46 分 1,980 メートルのところ

ウ 基点 2 と苓北町富岡鵜瀬岬を見通した線から基点 2 を基点として右へ 34 度 01 分、3,520 メートルのところ

エ 基点 1 と五和町通詞島南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 351 度、7,800 メートルのところ

キ 基点 5 と苓北町都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 17 度、3,120 メートルのところ

ク 基点 4 と基点 3 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

ケ 基点 4 と基点 3 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 311 度 48 分、1,800 メートルのところ

コ 基点 4 と基点 3 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 13 度、6,200 メートルのところ

サ 基点 3 と基点 1 を見通した線から基点 3 を基点として右へ 20 度、2,900 メートルのところ

シ 基点 3 と基点 1 を見通した線から基点 3 を基点として右へ 14 度、3,500 メートルのところ

## 別記 11

### 操業区域（嵐口地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 266 号（御所浦町嵐口崎北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）唐網代鼻南端）

基点 4 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 20 度 11 分、1,600 メートルのところ

ウ 基点 2 から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点 2 から 1,600 メートルのところ

エ 基点 2 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

オ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

カ 基点 4 から真方位 0 度（真北）460 メートルのところ